

令和5年度山形県食品衛生監視指導計画(案)の概要



策定の趣旨

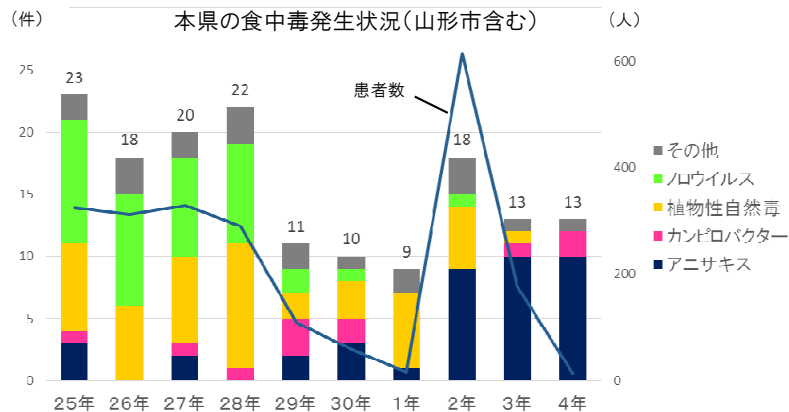
飲食に起因する衛生上の危害の発生防止を目的に、食品の安全性の確保に必要な施策を計画的に実施するため、食品衛生法第24条の規定により、食品衛生監視指導計画を策定する。

食品の安全を取り巻く状況と課題

1 食中毒発生状況

全国ではアニサキス(寄生虫)、カンピロバクター(細菌)、ノロウイルスによる食中毒が多く発生している(R3:アニサキス344件、カンピロ154件、ノロ72件)。

県内では、近年アニサキスによる食中毒が多く発生しているほか、例年自然毒による食中毒が発生している。細菌やウイルスによる食中毒は減少しているが、食中毒発生を防止するため、継続して指導・啓発を行っていく必要がある。



2 HACCPに沿った衛生管理への対応

食品等事業者にはHACCPに沿った衛生管理が求められており、原材料の取扱い、製造・調理工程等に応じた衛生管理計画の策定や作業内容の記録など、衛生管理の「見える化」に対応する必要がある。

3 改編後の営業許可・届出制度への移行

食品等事業者は、令和3年6月に大幅改編となった許可制度と新たに創設された届出制度への対応が求められている。

水産製品製造業や漬物製造業など、新たに許可対象となった業種の移行期間は令和6年5月末までであることから、許可取得のための指導等が必要である。

4 食品の適正表示の推進

アレルギー表示の義務項目に令和7年4月から「くるみ」が追加される。

アレルギー表示や消費期限の欠落・誤表示による自主回収事案が発生していることから、引き続き適正表示に向けた取組みが必要である。

令和5年度の取組

重点事項

- 1 食中毒の発生を防止するための食品等事業者への監視指導及び県民への啓発
- 2 食品等事業者が行うHACCPに沿った衛生管理の定着
- 3 改編された営業許可・届出制度への円滑な移行について指導・助言

具体的な取組内容

1 食品等事業者に対する監視指導【重点事項1】

- ・ 大規模食中毒の発生を防止するための大量調理施設への監視指導の強化
- ・ 各監視強化月間における重点的かつ効率的な監視指導、注意喚起の実施
- ・ 有毒植物や毒きのこ食中毒の未然防止に係る県民への啓発の強化

2 HACCPに沿った衛生管理の定着のための指導【重点事項2】

- ・ 食品等事業者の規模や衛生管理能力に応じたきめ細やかな指導助言
- ・ 山形県食品衛生協会や関係機関と連携した啓発の実施
- ・ 監視指導の際のHACCP運用状況の検証と問題点に応じた指導の実施

3 と畜検査の実施及びと畜場等に対する監視指導

- ・ と畜業者に対し、HACCPに基づく衛生管理の外部検証と技術的指導

4 改編された営業許可・届出制度への円滑な移行【重点事項3】

- ・ 改編された営業許可・届出に対応する食品等事業者への指導・助言
- ・ 新たに許可対象となった業種の食品等事業者への指導・助言

5 適正な食品表示の確保

- ・ 関係機関等と連携した食品表示制度に基づく監視指導
- ・ 各種講習会での周知

6 県内流通食品の検査

- ・ 不適正な食品の流通防止のため、県内流通食品(輸入食品を含む)の収去検査を実施

7 食の安全に関する情報の提供・意見交換

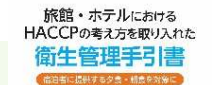
- ・ 生産者、食品等事業者、消費者等の相互理解を深める食に関する意見交換会を開催
- ・ 「やまがた食の安全ほっとインフォメーション事業」やSNS等を活用した情報発信

8 食品衛生に係る人材育成・資質向上と衛生管理技術の向上

- ・ 食品衛生監視員等の監視指導技術の向上のための実践的な研修会の実施
- ・ 食品等事業者の衛生管理を担う者の養成及び資質向上のための各種講習会の開催



SNSによる毒きのこの注意喚起



HACCP手引書(例)